

別表第2（第5条関係）

1 開設前補助金

補助対象経費	補助上限額	算定基準
開設前補助対象経費	35,000千円	補助対象経費の合算額（賃借料及び共益費の1年分の額を限度とする。）に4分の3を乗じて得た額と補助上限額を比較していずれか少ない額を補助する。

2 開設後補助金（第4条第3項若しくは別表第1の3の項に該当する場合の既存施設部分、別表第1の1の項に該当する施設又は別表第1の2の項に該当する場合で、私立認可保育所への移行に伴い定員の拡大を行う施設）

区分	補助対象経費	補助上限額	算定基準
(1) 開設日から起算して3年を経過した日の属する月の末日まで	第4条第2項第1号に規定する開設後補助対象経費	1年当たり 45,000千円	補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額に8分の7を乗じて得た額と補助上限額から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額を比較していずれか少ない額を補助する。
(2) (1)に掲げる期間の末日の翌日から起算して2年を経過した日の属する月の末日まで		1年当たり 35,000千円	
(3) (2)に掲げる期間の末日の翌日から起算して5年を経過した日の属する月の末日まで			
(4) (3)に掲げる期間の末日の翌日から起算して平成42年3月31日まで（国庫補助事業が残存する場合）	第4条第2項第2号に規定する開設後補助対象経費	施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍以上ある施設 1年当たり 35,000千円	補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額に4分の3を乗じて得た額と補助上限額から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額を比較していずれか少ない額を補助する。
		施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍未満の施設 1年当たり 20,000千円	
(3)に掲げる期間の末日の翌日から起算して平成42年3月31日まで（国庫補助事業が廃止された場合）		1年当たり 20,000千円	

備考

- 平成29年4月1日に開設する施設にあっては、(1)及び(2)に掲げる算定基準のうち、「8分の7」を「16分の15」と読み替えるものとする。
- この表における区分(4)に掲げる国庫補助事業とは、認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3に規定する都市部における保育所等への賃借料支援事業をいう。
- この表における区分(4)に掲げる補助上限額のうち「施設全体の賃借料」とは、既存施設、拡大部分及び保育所分園の賃借料の合計額をいう。
- この表における区分(4)に掲げる補助上限額のうち「公定価格の賃借料加算額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算の額をいう。

3 開設後補助金（第4条第3項若しくは別表第1の3の項に該当する場合の拡大部分又は別表第1の2の項に該当する場合で、私立認可保育所への移行に伴い定員の拡大を行わない施設）

区分	補助対象経費	補助上限額	算定基準
(1)	内容変更日又は開設日から起算して10年を経過した日の属する月の末日まで	1年当たり 35,000千円	補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額に4分の3を乗じて得た額と補助上限額から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額を比較していずれか少ない額を補助する。
(2)	(1)に掲げる期間の末日の翌日から起算して平成42年3月31日まで（国庫補助事業が残存する年度）	施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍以上ある施設 1年当たり 35,000千円	
		施設全体の賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍未満の施設 1年当たり 20,000千円	
	(1)に掲げる期間の末日の翌日から起算して平成42年3月31日まで（国庫補助事業が廃止された年度以降）	1年当たり 20,000千円	

備考

- この表における区分(2)に掲げる国庫補助事業とは、認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3に規定する都市部における保育所等への賃借料支援事業をいう。
- この表における区分(2)に掲げる補助上限額のうち「施設全体の賃借料」とは、既存施設、拡大部分及び保育所分園の賃借料の合計額をいう。
- この表における区分(2)に掲げる補助上限額のうち「公定価格の賃借料加算額」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算の額をいう。